平成２３年（フ）第１９８号
広島県呉市警固屋７丁目12番46―203号
債務者　小出　文人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６７号
広島県尾道市美ノ郷町三成2279番地71、住民票上の住所広島県尾道市美ノ郷町三成3195番地１
債務者　福田　直幸
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
徳島県吉野川市山川町川東215番地１
債務者　土井　和子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５０号
徳島県吉野川市山川町八幡180番地１、旧住所香川県高松市木太町4274番地３
債務者　松田　智宏
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５４号
福岡県久留米市青峰３丁目１番721号
債務者　山本　智美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３５９号
福岡県うきは市浮羽町朝田277番地11
債務者　矢羽田貴代
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８５号
福岡県久留米市長門石５丁目８番55―207号
債務者　村上　時子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８６号
福岡県久留米市国分町205番地２
債務者　野口　充宏
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３９９号
福岡県久留米市藤光１丁目11番30号　セジュール藤光A203号
債務者　永富こずえ（旧姓二熊）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４２３号
大分市畑中303番地　大分刑務所内、住民票上の住所鹿児島県霧島市横川町上ノ4412番地
債務者　崎山　光昌
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８７号
大分県臼杵市大字市浜1008番地の３
債務者　川崎二六生
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３９号
大分市大字森町475番地の２ラフォーレ花の木B102
債務者　橋本　佳美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９３号
宮崎市田野町甲2819番地４　森山コーポ103号
債務者　政野　幸市
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７５号
宮崎県都城市平江町６街区５号
債務者　立山　剛雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１７６号
宮崎県都城市平江町６街区５号
債務者　立山　美子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２０８号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾1016番地
債務者　中村　純子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原2972番地12、前住所鹿児島県鹿屋市新川町174番地13　サンライズきんぽう103号
債務者　安山　みき（旧姓馬場園）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係